

井原市分譲宅地開発助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内での宅地開発を推進することにより、定住化の促進、人口流出の抑制を図るため、宅地を造成し分譲する民間事業者に、予算の範囲内で井原市分譲宅地開発助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、井原市補助金交付規程（昭和34年井原市規程第1号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成対象事業)

第2条 助成対象事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 一度の開発により、一の区画の面積が130㎡以上の分譲宅地（以下「宅地」という。）を3区画以上造成し、かつ、造成した区画の面積の平均が150㎡以上であるもの（以下「開発」という。）
- (2) 開発に当たり必要な法令等に定めのある手続を経ているもの
- (3) 開発に係る造成工事の着工前に第6条に規定する認定申請を行うもの
- (4) 開発した宅地に、住宅（玄関、台所、便所、浴室及び居室を有し、利用上の独立性を有する一戸建てのものをいい、併用住宅を含む。ただし、別荘等一時的に使用するもの及び賃貸等営利を目的とするものは除く。以下「住宅」という。）を建築し、自己の居住の用に供する者に分譲するもの又は開発した宅地を自己の居住の用に供する住宅を建築する者に分譲するもの
- (5) 助成金の認定を受けた年度内に造成工事を完了し、当該年度の末日までに第8条に規定する交付申請書を提出することができること。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 前条の助成対象事業を行う者
- (2) 井原市暴力団排除条例（平成23年井原市条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等市長が不相当と認める者でない者
- (3) 市税を滞納していない者

(助成対象経費)

第4条 助成金交付の対象となる経費は、認定申請時に申請した額の範囲内とし、開発に係る造成工事費（設計費及び開発に当たり支障となる既存建物等の撤去費用は含まない。）とする。ただし、市長が必要と認める場合には、本市が申請添付書類により岡山県の土木工事標準積算基準書及び公共工事設計標準単価等に基づき積算できることとし、当該積算を行った場合には、認定申請時に申請した額と本市が積算した額のいずれか低い方の額を上限とする。

(助成金額)

第5条 助成金額は、前条の助成対象経費に3分の1を乗じて得た額以内とし、開発した宅地の区画数に、1区画につき1,000,000円を乗じて得た額を限度とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

(認定申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、開発に係る造成工事の着工予定日の1週間前までに井原市分譲宅地開発助成事業認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 開発に当たり必要な法令等の許可証等の写し
- (2) 計画図等開発計画の内容が確認できる書類
- (3) 計画する造成工事の経費及び積算内容が確認できる書類(工事費内訳書、見積書等の写し)
- (4) 造成工事着工前写真
- (5) 土地の所有者であることを確認できる書類(不動産登記事項証明書等)
- (6) 住民票の写し(法人にあっては、法人の登記全部事項証明書)
- (7) 市税完納証明書
- (8) 誓約書(様式第2号)
- (9) その他市長が必要と認める書類

(認定通知)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査するとともに必要に応じて現地調査等を行い、相当と認めたときは、井原市分譲宅地開発助成事業認定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(交付申請)

第8条 前条の規定による認定を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、助成対象事業が完了したときは、速やかに井原市分譲宅地開発助成金交付申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 開発した宅地に係る公図の写し及び登記全部事項証明書
- (2) 完了した造成工事の経費及び積算内容が確認できる書類(工事費内訳書、請求明細書等の写し)
- (3) 造成工事費の支払が確認できる書類(領収書等の写し)
- (4) 造成工事完了写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査するとともに必要に応じて現地調査等を行い、相当と認めたときは、助成金の交付決定を行い、井原市分譲宅地開発助成金交付決定通知書(様式第5号)により助成事業者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第10条 助成事業者は、前条の通知を受けたときは、井原市分譲宅地開発助成金請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(助成金の支払)

第11条 市長は、前条の請求書を受理したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第12条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金額の決定を受けたとき。
- (2) その他この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が助成金の交付を不相当と認めたとき。

(助成金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成事業者に対して助成金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 この要綱の失効前に第9条の規定により交付決定を受けた補助金については、第12条及び第13条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則 (平成28年2月1日井原市告示第3号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月29日井原市告示第58号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月29日井原市告示第29号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日井原市告示第59号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。